

平成25年第1回(5月)上牧町議会臨時会会議録

議事日程

平成25年5月10日(金)午前10時開会

- 第1 会議録署名議員の指名について
- 第2 会期の決定について
- 第3 報第1号 専決処分報告について
上牧町税条例の一部を改正する条例について
- 第4 報第2号 専決処分報告について
上牧町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 第5 報第3号 専決処分報告について
平成24年度上牧町一般会計補正予算(第8回)について
- 第6 議第1号 上牧町の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 第7 議第2号 ごみ収集車(2tパッカー車)購入契約の締結について
- 第8 議第3号 上牧町固定資産評価員の選任について

本日の会議に付した事件

- 第1から第8まで議事日程に同じ
- 追加日程第9 議長の辞職の許可について
- 追加日程第10 議長選挙について
- 追加日程第11 副議長の辞職の許可について
- 追加日程第12 副議長選挙について
- 追加日程第13 常任委員の選任について
- 追加日程第14 議会運営委員の選任について
- 追加日程第15 常任委員会及び議会運営委員会における所管事項の閉会中の継続調査について
- 追加日程第16 議席の変更について

- 追加日程第 1 7 議員の派遣について
- 追加日程第 1 8 災害に強いまちづくり特別委員の辞任について
- 追加日程第 1 9 災害に強いまちづくり特別委員の選任について
- 追加日程第 2 0 上牧町財政問題特別委員の辞任について
- 追加日程第 2 1 上牧町財政問題特別委員の選任について
- 追加日程第 2 2 上牧町ごみ処理問題特別委員の辞任について
- 追加日程第 2 3 上牧町ごみ処理問題特別委員の選任について

出席議員（12名）

1番	辻 誠 一	2番	長 岡 照 美
3番	堀 内 英 樹	4番	吉 中 隆 昭
5番	石 丸 典 子	6番	木 内 利 雄
7番	康 村 昌 史	8番	富 木 つや子
9番	芳 倉 利 次	10番	吉 川 米 義
11番	服 部 公 英	12番	東 充 洋

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	今 中 富 夫	副 町 長	田 中 一 夫
教 育 長	浅 井 正 溢	総 務 部 長	池 内 利 昭
都市環境部長	西 山 義 憲	住民福祉部長	竹 島 正 貴
保健福祉センター館長	下 間 常 嗣	水 道 部 長	杵 本 和 敏
教 育 部 長	竹 島 正 智	土地開発公社常務理事	高 木 雄 一
秘 書 課 長	藤 岡 達 也	総 務 課 長	阪 本 正 人
税 務 課 長	五 藤 博 行	まちづくり推進課長	大 東 四 郎
環 境 課 長	田 中 雅 英	保険年金課長	木 村 博 行
教育総務課長	為 本 佳 伸		

職務のため議場に出席した事務局員

議会事務局長 磯 部 敬 一 書 記 山 下 純 司

開議 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（東 充洋） おはようございます。

ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、平成25年第1回上牧町議会臨時会を開会いたします。

本日、臨時会が開催されましたところ、議員各位におかれましてはご出席賜り、厚く御礼申し上げます。どうか議員各位のご協力をお願い申し上げます。



◎開議の宣告

○議長（東 充洋） これから本日の会議を開きます。



◎町長の挨拶

○議長（東 充洋） 初めに、招集者の挨拶をお願いいたします。

今中町長。

（町長 今中富夫 登壇）

○町長（今中富夫） 皆さん、おはようございます。

平成25年第1回臨時会を招集いたしましたところ、議員各位には早朝よりご参集をいただき、まことにありがとうございます。

それでは、本日提出しております議案につきまして、簡単に説明をさせていただきます。

報第1号、報第2号、報第3号につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、報告をするものでございます。内容につきましては、報第1号は、地方税法の一部改正に伴う上牧町税条例の一部改正でございます。報第2号は、地方税法施行令の一部改正に伴い、上牧町国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。報第3号につきましては、平成24年度上牧町一般会計補正予算（第8回）でございます。内容につきましては、学校施設環境改善交付金の内示額がふえたことによります財源振りかえ

でございます。

議第1号につきましては、上牧町の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例でございます。議第2号につきましては、ごみ収集車の購入契約の締結でございます。議第3号につきましては、上牧町固定資産評価員の選任についてでございます。

以上のとおり案件を上程しております。いずれも重要な案件でございますので、慎重にご審議の上、承認、議決賜りますようお願いを申し上げます、挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。



◎議会運営委員会の報告

○議長（東 充洋） 挨拶が終わりましたので、過日開催されました議会運営委員会の報告を求めます。

木内議会運営委員長。

（議会運営委員長 木内利雄 登壇）

○議会運営委員長（木内利雄） おはようございます。

議会運営委員会からのご報告を申し上げます。

本日招集の平成25年第1回臨時会の議会運営委員会を、去る5月8日午前10時から、全委員出席により本臨時会の議会運営について慎重に審議いたしました結果、議案審議につきましては、委員会に付託せず、本会議審議とし、会期は本日1日限りと決しました。

以上で、議会運営委員会のご報告を申し上げます。

以上でございます。



◎議事日程の報告

○議長（東 充洋） 報告が終わりましたので、これより委員長の報告どおり議事を進めてまいりますと思います。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◇

◎会議録署名議員の指名について

○議長（東 充洋） 日程第1、会議録署名議員の指名について。

会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、辻議員、長岡議員を指名いたします。

◇

◎会期の決定について

○議長（東 充洋） 日程第2、会期の決定についてです。これを議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は本日1日としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日と決定いたしました。

◇

◎報第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（東 充洋） 日程第3、報第1号 専決処分報告について、上牧町税条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（磯部敬一） 報第1号 専決処分報告について。

上牧町税条例の一部を改正する条例については、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により、報告し、承認を求める。

平成25年5月10日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（東 充洋） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（池内利昭） 上牧町税条例の一部を改正する条例について、説明をいたします。

専第2号 専決処分書。上牧町税条例の一部を改正する条例につきましては、緊急に処理を要するため、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成25年3月30日 上牧町長 今中富夫。

改正内容について、ご説明をさせていただきます。

今回の税条例の一部を改正する条例につきましては、まず第54条第5項で、土地改良法による土地改良事業に伴う、独立行政法人森林総合研究所の事業廃止による条文の整理でございます。

次に、第131条第4項で、同じく土地改良法による土地改良事業に伴う、独立行政法人森林総合研究所の事業廃止による条文の整理でございます。

次に、附則第10条の2の見出し、「法附則第15条第2項、第6項及び第10項の条例で定める割合」を「法附則第15条第2項、第6号等の条例で定める割合」への見出し簡素化による規定の整備でございます。

次に、附則第10条の第2項の法附則第15条第10項を、法附則第15条第9項へ、項ずれに伴う規定の整備でございます。

また同じく同条に1項加え、新条例附則第10条の2第3項は、法附則第15条第37項に規定する協定倉庫に対する固定資産税の課税特例による規定の整備でございます。

附則については、今回の税制改正に伴う経過措置の規定の整備でございます。この条例は、平成25年4月1日から施行する。

以上が改正内容でございます。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（東 充洋） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(東 充洋) ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり承認することに決定いたしました。



◎報第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(東 充洋) 日程第4、報第2号 専決処分報告について、上牧町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長(磯部敬一) 報第2号 専決処分報告について。

上牧町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成25年5月10日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長(東 充洋) 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

住民福祉部長。

○住民福祉部長(竹島正貴) 専決処分書について説明いたします。

専第3号 専決処分書。上牧町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、緊急に処理を要するため、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をする。

平成25年3月30日 上牧町長 今中富夫。

内容について説明いたします。

今回の国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法施行令の一部を改正する政令が平成25年3月30日に公布されたことより、一部を改正するものであります。内容としては、国民健康保険の被保険者であった者が、国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行する場合について、国民健康保険税の軽減判定、所得の算定の特例を恒久化するものであります。特定世帯に係る世帯平等割額を、最初の5年間2分の1の減額する現行措置に加え、その3年間、4分の1の減額措置を講ずるもので、附則については、附則第4項中の

引用条文を読みかえる規定です。

この条例は平成25年4月1日から施行され、ただし附則第12条の規定は、平成26年度以降の年度分について適用されるものであります。

以上でございます。ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（東 充洋） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

石丸議員。

○5番（石丸典子） 石丸典子です。

今、国民健康保険税条例の一部を改正する条例の説明をいただいたんですけども、もう少しお聞きしたいと思います。

特定世帯ということで、後期高齢者に移行する方について、2分の1の平等割の額という説明を受けました。特定継続世帯というのは、4分の3の平等割額になるということでしょうか。今回新たに、特定継続世帯ということで、それぞれ平等割額、医療分と支援金分、それと減額のところでも出てきますけれども、そのあたり、もう少しご説明お願いいたします。

○議長（東 充洋） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（竹島正貴） 今、石丸議員がおっしゃった4分の3の計算で合っております。

それに基づいて、すべての階層を計算していております。

○議長（東 充洋） 石丸議員。

○5番（石丸典子） 平成25年度、25年4月からですかね、これ。今年度からは、すべての方が特定継続世帯になるということで、昨年までは、特定世帯ということで、この部分については5年間という理解でよろしいですか。

要は、特定世帯と特定継続世帯の違いです。

○議長（東 充洋） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（竹島正貴） 今まで5年間減額しておったものが、3年間またふえるという理解でいいと思います。

○5番（石丸典子） はい、わかりました。結構です。

○議長（東 充洋） ほかにございませんか。

（「ほかになし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(東 充洋) 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(東 充洋) ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり承認することに決定いたしました。



◎報第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(東 充洋) 日程第5、報第3号 専決処分報告について、平成24年度上牧町一般会計補正予算(第8回)について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長(磯部敬一) 報第3号 専決処分報告について。

平成24年度上牧町一般会計補正予算(第8回)については、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めらる。

平成25年5月10日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長(東 充洋) 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長(池内利昭) 説明をいたします。

専第1号 専決処分書。平成24年度上牧町一般会計補正予算(第8回)については、緊急に処理を要するため、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成25年3月28日、上牧町長、今中富夫。

内容につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ23万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ85億8,000万3,000円とするものでございます。第2条地方債の補正につきましては、小学校施設整備事業債で2,080万円を減額し、補正後の額と

いたしまして4億4,640万円とするものでございます。説明書の歳入では、国庫補助金で主なものといたしまして、第二小学校整備事業に係る学校施設環境改善交付金で2,082万7,000円の増額等により、補正額計2,103万7,000円となり、それに伴う町債にて、教育債で2,080万円を減額するものでございます。歳出では、先ほどの歳入で説明をいたしました第二小学校整備事業に係る財源振りかえといたしまして、各補正の一般財源減により、財政調整基金に23万7,000円を積み立てるものでございます。

以上です。ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（東 充洋） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

石丸議員。

○5番（石丸典子） 石丸典子です。

専決処分で、平成24年度の一般会計補正（第8回）が行われますけれども、説明書3ページです。歳入で国庫補助金でありますけれども、総務費国庫補助金で新たに地域の元気臨時交付金ということで、36万円計上されております。これは、国の2012年度の補正予算によるものでありますけれども、平成24年度と平成25年度までに活用できるということでもありますけれども、ハード事業に限る、起債の事業に限るというふうな一応規定がされているものでありますけれども、上牧町の交付額は全体でお幾らで、どういう事業に活用されるのか、ご説明をお願いいたします。

○議長（東 充洋） 総務部長。

○総務部長（池内利昭） 今、石丸議員のご質問でございますけれども、これにつきましては、今回24年度の補正ということで、地方にかかる財源の負担が大きいということで、この分につきましては、補正という、国の補助という形の今の交付金という形で、36万円計上させていただいております。全体額といたしましては、まだ正式な部分については、まだ額等はまだ来ておりません。

○議長（東 充洋） 石丸議員。

○5番（石丸典子） どのように活用されますか。およそどのぐらいとか。これ、多分申請が要るんだと思うんですけど、その辺は、どのような見込みですか。全くまだわかりませんか。

○議長（東 充洋） 総務部長。

○総務部長（池内利昭） 今、この部分の補正の分につきましては、今36万という部分の額は確定をいたしておりますけれども、先ほど言いましたように、全体としての額は、まだ確認は

しておりません。

(「何に使うんかというご質問」と言う者あり)

○議長(東 充洋) 総務部長。

○総務部長(池内利昭) これにつきましては、先ほど申しましたように、24年度につきましては、補正の部分で、一応地方単独事業に係る部分について、それとまた建設国債の対象となる国庫補助事業に対して充当するという部分でございまして、今、先ほど言いましたように、その具体的な内容については、まだ確定はしておらないという部分でございまして。

○5番(石丸典子) お聞きしておきます。

○議長(東 充洋) ほかにございませんか。

辻議員。

○1番(辻 誠一) 1番、辻でございます。

補正予算を、緊急を要するから専決処分したということでございますが、その緊急を要するところ、もう一度ちょっと詳しくご説明を願いたいと思うんですが、町長が、内示額がふえたというようなご説明もございました。補正予算を専決処分でやるという緊急性について、ご説明ください。

○議長(東 充洋) 総務部長。

○総務部長(池内利昭) 先ほど町長の説明もございましたように、私も説明をさせていただきましたけども、学校の関係の、耐震関係の整備事業に係る補助金の増額の内示でございまして、これにつきましては、3月補正の部分に間に合わなかった。その後内示という形の決定を受けましたので、それに係る部分で、24年度ので、3月28日の日付で専決させていただいたということで、緊急ということで処理をさせていただいたということでございます。

○議長(東 充洋) 辻議員。

○1番(辻 誠一) わかりました。結構でございます。

○議長(東 充洋) ほかにございませんか。

(「ほかになし」と言う者あり)

○議長(東 充洋) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(東 充洋) 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(東 充洋) ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり承認することに決定いたしました。



◎議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(東 充洋) 日程第6、議第1号 上牧町の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長(磯部敬一) 議第1号 上牧町の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について。

上牧町の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、別紙のとおりである。

平成25年5月10日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長(東 充洋) 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長(池内利昭) 議第1号 上牧町の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案について、ご説明をさせていただきます。

改正内容につきましては、学識経験者として、高度で特別な学識経験を有する委員が必要となっていることから、別表第1中の区分に、学識経験者のうち准教授以上の職にある者等とし、報酬の額を月額1万4,000円に改正するものでございます。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

以上でございます。ご審議の上、議決いただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長(東 充洋) 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

石丸議員。

○5番(石丸典子) 石丸典子です。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に、新たに学識経験者ということで加えられますが、2点お聞きをします。

まず、日額1万4,000円とされた根拠について、ご説明をお願いいたします。

2つ目は、他の委員の方で、日額で定める報酬は、従事した時間が4時間以下の場合は2分の1の額というふうな規定がされておりますけれども、この学識経験者についても、この規定でされるのかどうか、確認をしたいと思います。

2点、お願いいたします。

○議長（東 充洋） 秘書課長。

○秘書課長（藤岡達也） まず初めに、日額の根拠でございますが、県内の市町村、学識経験者の報酬の額を定めているところは少なく、調べた中では、生駒市さんが1万4,000円と定めておられました。上牧町においても、今回日額1万4,000円は妥当とさせていただきまして、条例の一部を改正させていただきたいと考えております。

○5番（石丸典子） 4時間以下は。

○秘書課長（藤岡達也） 4時間以下の2分の1は、適用します。

○5番（石丸典子） わかりました。

○議長（東 充洋） ほかにございませんか。

堀内議員。

○3番（堀内英樹） 3番、堀内です。

さきの議員の質問と若干重複する部分があるんですが、今回、まちづくり基本条例の検討委員会発足されるということを前にこういう、特に学識経験で准教授以上の職にある者、つまり言い換えれば、大学の先生を招くときの前提にお考えになったと思うんですが、この日額1万4,000円という額の設定なんですけれども、県内、先ほどの答弁によりますと、県内余り例がないと。生駒があるということで、生駒をもってということなんです、世間の常識からいうと、これでもかなり厳しいんじゃないかなというふうに私は思うんです。その点はどのように考えておられますか。

○議長（東 充洋） 総務部長。

○総務部長（池内利昭） 堀内議員の質問でございますけれども、確かに社会通念上の1万4,000円というのは、確かに低いかなという部分はございます。ただ、先ほど秘書課長が申しましたように、近隣で定めているところがございませんし、その中で判断材料といたしまして、生駒市さんの額を基準にさせていただいたという部分がございます。通常、時間当たり2,000

円として、7時間で1万4,000円という計算にはなるものでございますけれども、確かに安い部分かなとは思いますが、やっぱり基準が要するという部分の中で、生駒市さんの1万4,000円という分を参考にさせていただいて、今回この日額を定めました。定めたというところでございます。

○議長（東 充洋） 堀内議員。

○3番（堀内英樹） もう1点お聞きしますが、この辺は判断の問題ですから、意見としてお聞きしておきます。

今回、具体的に差し当たって、先ほど申し上げた検討委員会に学識経験者を、たしか条例では3名ということになっておりましたが、この点については、具体的に今回の差し当たって出てくる報酬の支払いについては、十分協議を、あるいは了解を得ているのか。あるいは、それでうまくいくのかどうか。運用していかなければいけないので、その点いかがでしょうか。

○議長（東 充洋） 都市環境部長。

○都市環境部長（西山義憲） ただいまのご質問ですが、複数の先生方に、現在、委員としてのご依頼をしております。その中で、先生方には、内諾は得ております。

それと費用の方でございますが、その部分につきましては、町の方で今、報酬等についての条例案を考え、ご説明の方はさせていただいております。このまちづくり基本条例につきましては、あくまでも町の基本となる条例を策定するために行うということから、先生方には専門的な知識をお願いして、ご協力をお願いするというところで、お願いしているところでございます。

○3番（堀内英樹） 以上です。

○議長（東 充洋） ほかにございませんか。

辻議員。

○1番（辻 誠一） 1番、辻でございます。

申しわけございませんが、この条例を全部読んでなくて恐縮ですが、この報酬及び費用弁償に関しまして1点だけ。交通費とか宿泊費という、そういう実費はまた別なんですね。

○議長（東 充洋） 総務部長。

○総務部長（池内利昭） 交通費につきましては、費用弁償については別という形で定めております。

○議長（東 充洋） 辻議員。

○1番(辻 誠一) 交通費はわかりましたが、宿泊費の方。

○議長(東 充洋) 総務部長。

○総務部長(池内利昭) 同じく、その辺も定めております。

○議長(東 充洋) 辻議員。

○1番(辻 誠一) わかりました。どうも。

○議長(東 充洋) ほかにございませんか。

康村議員。

○7番(康村昌史) 7番、康村です。

この学識経験者、大学の先生ということなんですけれども、改正案の中で、学識経験者のうち准教授以上の職にある者等とすると、この等というのは、一体何を指しているのかを教えてください。具体的にお願いします。

○議長(東 充洋) 秘書課長。

○秘書課長(藤岡達也) 学識経験者、専門分野の学問で評価を受けられた方ということになっております。具体的には、大学教授、准教授、弁護士、公認会計士、この4つの職の方と考えております。

○議長(東 充洋) 康村議員。

○7番(康村昌史) わかりました。

講師はどうされるんですか、大学の。

○議長(東 充洋) 秘書課長。

○秘書課長(藤岡達也) ただいま申し上げたように、この講師の方は、この適用にはならないということになっております。

○議長(東 充洋) 康村議員。

○7番(康村昌史) わかりました。以上です。

○議長(東 充洋) ほかにございませんか。

(「ほかになし」と言う者あり)

○議長(東 充洋) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(東 充洋) 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(東 充洋) ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり可決することに決定いたしました。



◎議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(東 充洋) 日程第7、議第2号 ごみ収集車(2tパッカー車)購入契約の締結について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長(磯部敬一) 議第2号 ごみ収集車(2tパッカー車)購入契約の締結について。

ごみ収集車(2tパッカー車)購入契約について、次のとおり契約を締結したいので、議会議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

平成25年5月10日提出 上牧町長 今中富夫。

記。1、件名、ごみ収集車(2tパッカー車)購入。2、納入期間、契約の日から平成25年9月30日まで。3、購入金額、696万6,750円。うち消費税及び地方消費税額33万1,750円。4、契約の相手方、奈良県天理市嘉幡町578番地の1、いすゞ自動車近畿株式会社奈良支店 支店長 俵 智綱。

○議長(東 充洋) 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

都市環境部長。

○都市環境部長(西山義憲) 議第2号 ごみ収集車(2tパッカー車)購入契約の締結について、ご説明いたします。

内容につきましては、平成15年度に購入いたしましたごみ収集車(2tパッカー車)が、長年の使用により傷みがひどく、収集業務に支障を来しておりますことから、今回新しく2tパッカー車を購入するものでございます。

議決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（東 充洋） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

富木議員。

○8番（富木つや子） 8番、富木でございます。

ごみ収集車（2tパッカー車）の購入契約について、質疑をさせていただきます。これ、毎年今時分ですか、いつも毎年上がってきておりますけれども、今回の入札方法についての説明と、毎年1台ずつという購入をしていくというようなお考えだということ、答弁あったかと思っておりますけれども、その今後の計画、そのような形でいくのか、ごみ行政の状況というのもございますけれども、その辺あわせて、よろしく願いいたします。

○議長（東 充洋） 総務課長。

○総務課長（阪本正人） まず最初に、入札方法についてご説明申し上げます。入札方法につきましては、指名競争入札でございます。指名業者につきましては、いすゞ自動車近畿株式会社奈良支店、奈良トヨタ自動車株式会社香芝支店、奈良日野自動車株式会社、日産プリンス奈良販売株式会社、以上4社でございます。

○8番（富木つや子） 今後の考え方について。

○議長（東 充洋） 都市環境部長。

○都市環境部長（西山義憲） パッカー車につきましては、23年度に1台、24年度に1台、そして今回の1台、計3台を購入でございますが、残る1台につきましても、来年度購入、買いかえしたいと考えております。

○議長（東 充洋） 富木議員。

○8番（富木つや子） 3台と1台で4台ということになりますけれども、これで全部パッカー車の買いかえというのは終了するという事によろしいですか。

○議長（東 充洋） 都市環境部長。

○都市環境部長（西山義憲） はい、現在使用しております4台、すべてでございます。

○議長（東 充洋） 富木議員。

○8番（富木つや子） ほかに、このような整備についての、整備といいますか、買いかえたりとかいうような計画と、ほかにはございませんね。このほかに。

○議長（東 充洋） 環境課長。

○環境課長（田中雅英） あと、リサイクルカーというのが2台ございまして、これは1台、平成7年、もう1台が平成11年と、年式からいいますと大変古いという年式になっておりま

すけれども、ご存じのとおり、負担のかかる度合いというのが比較的少なく、様子を見ながら、パッカー車のように大きな修理というのは、現在今まで出ておりませんので、様子を見ながら購入を計画していきたいと考えております。

○8番（富木つや子） ありがとうございます。

○議長（東 充洋） ほかに。

堀内議員。

○3番（堀内英樹） 3番、堀内です。

先ほど、指名競争入札の業者名だけ挙げていただいたのですが、指名競争入札の、もう少し詳しい内容を、差し支えない範囲で説明をお願いします。

○議長（東 充洋） 総務課長。

○総務課長（阪本正人） それでは、詳しい内容といいますと、あとは入札金額になってくるかなとは思いますが、入札金額を申し上げます。いすゞ自動車近畿株式会社につきましては、663万5,000円です。奈良日野自動車株式会社につきましては、778万6,090円です。奈良トヨタ自動車株式会社及び日産プリンス奈良販売株式会社につきましては、辞退をされました。

以上でございます。

○3番（堀内英樹） 結構です。

○議長（東 充洋） ほかにございませんか。

（「ほかになし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり可決することに決定いたしました。

◇

◎議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（東 充洋） 日程第8、議第3号 上牧町固定資産評価員の選任について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（磯部敬一） 議第3号 上牧町固定資産評価員の選任について。

下記の者を上牧町固定資産評価員に選任いたしたく、地方税法第404条第2項の規定により、議会の同意を求める。

平成25年5月10日提出 上牧町長 今中富夫。

記。北葛城郡上牧町服部台4丁目7番41の8号、田中一夫。昭和27年4月16日生まれ。

○議長（東 充洋） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

今中町長。

○町長（今中富夫） 議第3号 上牧町固定資産評価員の選任について説明いたします。

今回、固定資産評価員として、副町長の田中一夫さんを選任いたしたいというふうに考えております。田中一夫さんにつきましては、知識経験が豊富でございますので、固定資産評価員として最適任であると考え、選任するものでございます。なお、経歴につきましては、お手元に提出させていただいているとおりでございます。

どうかご同意賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（東 充洋） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

服部議員。

○11番（服部公英） 11番、服部です。

固定資産評価員、この副町長というのは、初めて副町長ポストができて、この評価員というのは、今後、充て職という形でやっていくのか、どういった意味で副町長が固定資産評価員になったのか、説明をお願いいたします。

○議長（東 充洋） 今中町長。

○町長（今中富夫） 固定資産の審査委員会の委員と、固定資産の評価員と、この二通りがございます。固定資産評価審査委員会の委員さん、これはそれぞれ民間の方に、一般の方といえますのか、なってもらっておりますが、評価員、これは町がその建物を評価するわけでご

ございますので、その評価員として副町長を選任したいということで、皆さん方にご同意をお願いしていると、こういうことでございます。

○議長（東 充洋） 服部議員。

○11番（服部公英） 評価員というのは、そしたら何人。今のところは1人。

○議長（東 充洋） 税務課長。

○税務課長（五藤博行） 評価員の人数でございますが、評価の適正統一を期するために上に、1人でございます。

○議長（東 充洋） 服部議員。

○11番（服部公英） わかりました。

○議長（東 充洋） ほかにございませんか。

（「ほかになし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり同意することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり同意することに決定いたしました。

————— ◇ —————

○議長（東 充洋） ここで暫時休憩をいたす前に、一言議長の方から発言をさせていただきたいと思います。

ここで新たな議長、副議長が選ばれるわけなんですけれども、私、2年間議員各位の皆様方に、本当にご協力をいただきまして、まことにありがとうございました。

今後は、上牧町の住民の方に、本当に半歩、評価をいただいたんではないかなというふう

に思います。

今後は、ますます、新たな議長のもとで大いに議会改革に取り組んでいただきまして、大きな評価をいただけるような議会にますます発展していただきますようお願いを申し上げます。ご挨拶にかえさせていただきます。ありがとうございました。

(拍手)

○議長（東 充洋） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時43分

再開 午前10時55分

○副議長（辻 誠一） 再開いたします。

議長、東充洋君から、議長辞職願が提出されております。

お諮りいたします。

この際、議長の辞職の件を日程に追加し、追加日程第9として議題とすることに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○副議長（辻 誠一） ご異議なしと認めます。

よって、議長の辞職の件を日程に追加し、追加日程第9として議題といたします。

(12番 東 充洋 退場)



◎議長の辞職の許可について

○副議長（辻 誠一） 追加日程第9、議長の辞職許可について。

議長の辞職願を職員に朗読させます。

○議会事務局長（磯部敬一） 平成25年5月10日。

上牧町議会副議長、辻誠一殿。

上牧町議会議長、東充洋。

辞職願。今般、一身上の都合により議長の辞職をしたいので、地方自治法第108条の規定により、許可されるようお願い出ます。

○副議長（辻 誠一） 朗読が終わりました。

お諮りいたします。

東君の議長の辞職を許可することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○副議長（辻 誠一） ご異議なしと認めます。

よって、東君の議長辞職を許可することと決しました。

東君、入場願います。

（12番 東 充洋 入場）

○副議長（辻 誠一） ただいま議長が欠けました。

お諮りいたします。

この際、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第10として選挙を行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○副議長（辻 誠一） ご異議なしと認めます。

よって、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第10として議題といたします。



◎議長選挙について

○副議長（辻 誠一） 追加日程第10、議長選挙について。

これより議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法は、投票か指名推選のいずれの方法といたしましょうか。

（「投票」と言う者あり）

○副議長（辻 誠一） 投票という声が上がりましたので、選挙は投票により行います。

議場の出入り口を閉鎖いたします。

（議場閉鎖）

○副議長（辻 誠一） ただいまの出席議員は、12名です。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に服部議員、長岡議員、石丸議員の3名を指名いたします。よろしく願いいたします。

投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

用紙を配付してください。

(投票用紙配付)

○副議長(辻 誠一) 投票用紙の配付漏れはございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○副議長(辻 誠一) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

(投票箱点検)

○副議長(辻 誠一) 異状なしと認めます。

これより投票を行います。

議席2番の方から順次投票をお願いいたします。

(投票)

○副議長(辻 誠一) 投票漏れはございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○副議長(辻 誠一) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

これより開票を行います。

立会人の方、開票の立会をお願い申し上げます。

(開票)

○副議長(辻 誠一) 選挙の結果をご報告いたします。

投票総数12票、うち有効投票6票、無効投票6票です。有効投票のうち、富木議員6票。

以上のとおりでございます。

この選挙における法定得票数は、1.5票であります。よって、富木議員が。

○6番(木内利雄) よろしいですか。

○副議長(辻 誠一) はい、どうぞ。

○6番(木内利雄) ただいま副議長の方から、投票内容についてございましたけども、有効投票12票でしょう。ほんでそのうちの富木議員が6票で、白票が6票であって、無効票が6票じゃないわけでしょう。それ、きちっと整理して言っていただけませんか。

○副議長(辻 誠一) 申しわけございません。今の木内議員の質問に対しまして、先ほど私、

言い間違えまして、投票総数12票で、有効投票 6 票、無効投票 6 票ということでございます。
よろしいでしょうか。

(発言する者あり)

○副議長(辻 誠一) お答えします。6 票とも白票でございます。

○12番(東 充洋) すいません、その白票というのは無効になるんですかということをお聞きしているんです。ということなんですね。白票というのは、無効なんだということなんですね。

○副議長(辻 誠一) 白票は無効といたしました。よろしいですか。

したがいまして、もとに戻ります。

この選挙における法定得票数は1.5票であります。よって、富木議員が議長に当選されました。

議場の出入り口の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○副議長(辻 誠一) ただいま議長に当選されました富木議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定に基づき、当選の告知をいたします。

議長に当選されました富木議員より、議長当選承諾並びに就任の挨拶をお願いいたします。

(8番 富木つや子 登壇)

○8番(富木つや子) 就任のご挨拶を一言申し上げます。

ただいま、議員の皆様のご推挙により、議長の大任を務めさせていただくことになりました富木つや子でございます。高いところではございますが、皆様に御礼を申し上げます。

今回、議会では、議会の機能向上を高めるために、議会基本条例を制定いたしました。これからは、この条例の運用に向けた取り組みを議会全体で進めていかなければなりません。

このような中で、私も微力ではございますが、議会の職責を果たすために、議長として議会運営に全力で務めてまいりますので、各議員の皆様方にはご協力を心からよろしくお願い申し上げます。

ありがとうございました。

(拍手)

○副議長(辻 誠一) 議長が選ばれましたので、議長と交代いたします。

議事運営にご協力いただきまして、若干の不手際がございましたが、おわびして、まことにありがとうございました。

それでは、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時08分

再開 午前11時09分

○議長（富木つや子） 再開いたします。

副議長、辻誠一君からの、副議長辞職願が提出をされております。

お諮りいたします。

この際、副議長の辞職の件を日程に追加し、追加日程第11として議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（富木つや子） ご異議なしと認めます。

よって、副議長の辞職の件を日程に追加し、追加日程第11として議題といたします。

辻君の退場を願います。

（1番 辻 誠一 退場）



◎副議長の辞職の許可について

○議長（富木つや子） 追加日程第11、副議長の辞職の許可について。

副議長の辞職願を職員に朗読させます。

○議会事務局長（磯部敬一） 平成25年5月10日。

上牧町議会議長、富木つや子殿。

上牧町議会副議長、辻誠一。

辞職願。今般、一身上の都合により副議長を辞職したいので、地方自治法第108条の規定により、許可されるようお願い出ます。

○議長（富木つや子） 朗読が終わりました。

お諮りいたします。

辻君の副議長の辞職を許可することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(富木つや子) ご異議なしと認めます。

よって、辻君の副議長辞職を許可することに決しました。

辻君、入場をお願いします。

(1番 辻 誠一 入場)

○議長(富木つや子) ただいま副議長が欠けました。

お諮りいたします。

この際、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第12として選挙を行いたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(富木つや子) ご異議なしと認めます。

よって、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第12として議題といたします。



◎副議長選挙について

○議長(富木つや子) 追加日程第12、副議長の選挙について。

これより副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法は、投票か指名推選のいずれの方法といたしましょうか。

(「投票で」と言う者あり)

○議長(富木つや子) 投票という声がありましたので、選挙は投票により行います。

議場の出入り口を閉鎖いたします。

(議場閉鎖)

○議長(富木つや子) ただいまの出席議員は12名です。

次に、立会人を指名いたします。康村議員、吉中議員、東議員を指名いたします。会議規則第32条第2項の規定により、ただいまの3名の議員を指名いたします。よろしく願いいたします。

投票用紙を配付いたします。

念のために申し上げます。投票は単記無記名であります。

投票用紙の配付をお願いいたします。

(投票用紙配付)

○議長(富木つや子) 投票用紙の配付漏れはございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(富木つや子) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

(投票箱点検)

○議長(富木つや子) 異状なしと認めます。

これより投票を行います。

議席1番の方から順番に投票をお願いします。

(投票)

○議長(富木つや子) 投票漏れはございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(富木つや子) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

これより開票を行います。

立会人の方は、開票の立ち会いをお願いいたします。

(開票)

○議長(富木つや子) 選挙の結果を報告いたします。

投票総数12票、有効投票9票、無効投票3票です。有効投票のうち、辻議員9票。

以上のとおりでございます。

この選挙における法定得票数は、2.25票であります。よって、辻議員が副議長に当選されました。

議場の出入り口の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議長(富木つや子) ただいま副議長に当選されました辻議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定に基づき、当選の告知をいたします。

副議長に当選されました辻議員より、副議長当選受諾並びに就任の挨拶をお願いします。

(1番 辻 誠一 登壇)

○1番(辻 誠一) 1番、辻でございます。このたび、副議長に当選させていただきまして、

どうもありがとうございました。

私も、この1年間は上牧町議会にとって、まさに正念場だと思っております。前の議長、東議長を中心に皆さん全員でやってきた議会改革路線、これを中で具体的に一つ一つこれからできることからやっていかななりません。それには、皆様のご協力と、私も今まで以上一生懸命にやって、そして富木議長を支援してやってまいりたいと存じます。これからも皆様方のご協力を、どうぞよろしくお願い申し上げます。どうもありがとうございました。

(拍手)

○議長(富木つや子) 辻君が副議長当選を受諾されました。どうもありがとうございました。

それでは休憩いたします。全協で議席番号と各委員会の構成を決めますので、それ終わり次第再開をいたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは休憩に入ります。

休憩 午前11時21分

再開 午前11時55分

○議長(富木つや子) 再開いたします。

お諮りいたします。

常任委員の任期が満了となっておりますので、常任委員会の選任の件を日程に追加し、追加日程第13として議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(富木つや子) ご異議なしと認めます。

よって、常任委員の選任の件を日程に追加し、追加日程第13として議題といたします。



◎常任委員の選任について

○議長(富木つや子) 追加日程第13、常任委員の選任について。

常任委員の任期が満了となっております。委員会条例第7条第2項の規定により選任を行います。

お諮りいたします。

委員の選任について、どのような方法にすればよろしいでしょうか。

(「議長一任」と言う者あり)

○議長(富木つや子) 議長一任の声がありますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(富木つや子) ご異議なしと認めます。

よって、各常任委員の選任につきましては、議長一任と決しました。

それでは、私の方から指名いたします。

なお、定数につきましては、委員会条例第2条に規定されておりますので、念のために申し添えます。

総務建設常任委員に、吉中議員、東議員、堀内議員、康村議員、吉川議員、富木議員、以上6名を総務建設常任委員会として委員会で、ただいまのどおりによろしく願います。

次に、文教厚生常任委員に、服部議員、芳倉議員、木内議員、辻議員、長岡議員、石丸議員、以上6名をそれぞれ選任をいたします。

ただいま各常任委員を選任いたしましたので、各常任委員会におかれましては、委員長及び副委員長を互選の上、私の方に報告をお願いいたします。後ほど発表をさせていただきます。

お諮りいたします。

議会運営委員の任期が満了となっておりますので、議会運営委員の選任の件を日程に追加し、追加日程第14として議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(富木つや子) ご異議なしと認めます。

よって、議会運営委員の選任の件を日程に追加し、追加日程第14として議題といたします。

◇

◎議会運営委員の選任について

○議長(富木つや子) 追加日程第14、議会運営委員の選任について。

議会運営委員の任期が満了となっておりますので、委員会条例第7条第2項の規定により

選任を行います。

お諮りいたします。

委員の選任について、どのような方法にすればよろしいでしょうか。

(「議長一任」と言う者あり)

○議長(富木つや子) 議長一任の声がありますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(富木つや子) ご異議なしと認めます。

よって、議会運営委員の選任につきましては、議長一任と決しました。

それでは、私の方から指名いたします。

なお、定数につきましては、委員会条例第4条の2第2項に規定されておりますので、念のために申し添えます。

議会運営委員に堀内議員、東議員、長岡議員、芳倉議員、吉中議員、木内議員、以上6名を選任いたします。

ただいま議会運営委員を選任いたしましたので、議会運営委員会におかれましては、委員長及び副委員長を互選の上、私の方に報告をお願いいたします。後ほど発表をさせていただきます。

この際、広報委員会及び議会改革検討委員会につきましても、他の委員会同様選任いたしたいと思っております。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(富木つや子) ご異議なしと認めます。

委員の選任について、どのような方法にすればよろしいでしょうか。

(「議長一任」と言う者あり)

○議長(富木つや子) 議長一任の声がありますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(富木つや子) ご異議なしと認めます。

よって、広報委員の選任につきましては、議長一任と決しました。

それでは、私の方から指名いたします。広報委員に、石丸議員、長岡議員、辻議員、康村議員、堀内議員、服部議員、以上6名を選任いたします。

次に、議会改革検討委員会に、堀内議員、康村議員、辻議員、長岡議員、東議員、芳倉議員、吉川議員、服部議員、以上8名を選任いたします。

ただいま選任いたしました広報委員会、議会改革検討委員会におかれましては、委員長及び副委員長を互選の上、私の方に報告をお願いいたします。後ほど発表をさせていただきます。

それでは、委員長及び副委員長の互選のために、それでは暫時休憩をいたします。

休憩 午後 0時02分

再開 午後 0時02分

○議長（富木つや子） それでは、再開いたします。

先ほど選任いたしました常任委員会、議会運営委員会、広報委員会、議会改革検討委員会の委員長、副委員長を互選いただきましたので、発表をいたします。

総務建設委員会委員長、吉中議員、副委員長、康村議員。文教厚生委員会委員長、芳倉議員、副委員長、服部議員。議会運営委員会委員長、木内議員、副委員長、長岡議員。広報委員会委員長、長岡議員、副委員長、康村議員。議会改革検討委員会委員長、堀内議員、副委員長、服部議員。

以上でございます。よろしく願いをいたします。

お諮りいたします。

常任委員会については委員会条例第2条の規定に基づく所管事務について、議会運営委員会については議会運営について、会議規則第74条の規定により、各委員長から、閉会中も継続をして調査したいとの申し出があります。この申し出を日程に追加し、追加日程第15として議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（富木つや子） 異議なしと認めます。

したがって、常任委員会及び議会運営委員会の各委員長からの継続調査の申し出を日程に追加し、追加日程第15として議題とすることに決定いたしました。



◎常任委員会及び議会運営委員会における所管事項の閉会中の継続調査について

○議長（富木つや子） 追加日程第15、常任委員会及び議会運営委員会における所管事項の閉会中の継続調査について、これを議題といたします。

常任委員会については委員会条例第2条の規定に基づく所管事務について、議会運営委員会については議会運営について、会議規則第74条の規定により、各委員長から、閉会中も調査が終了するまで継続をして調査したいとの申し出があります。この申し出のとおり、所管事項の調査について、閉会中も継続して調査することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（富木つや子） 異議なしと認めます。

よって、常任委員会及び議会運営委員会の各委員長からの申し出どおり、所管事項の調査については、調査が終了するまで、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

お諮りいたします。

議席の変更の件を日程に追加し、追加日程第16として議題とすることにご異議はございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（富木つや子） ご異議なしと認めます。

よって、議席の変更を日程に追加し、追加日程第16として議題といたします。



◎議席の変更について

○議長（富木つや子） 追加日程第16、議席の変更について、これを議題とします。

会議規則第4条第3項の規定により、議席の変更を行います。

1番、辻議員、2番、長岡議員、3番、堀内議員、4番、康村議員、5番、石丸議員、6番、木内議員、7番、東議員、8番、吉中議員、9番、芳倉議員、10番、服部議員、11番、吉川議員、12番、私、富木でございます。

以上のとおり、変更いたします。

なお、本臨時会は、ただいまお座りの議席のままといたします。次期議会までに、事務局の方で名札の差しかえをお願いいたします。

お諮りいたします。

議員の派遣について、日程に追加し、追加日程第17とし、議題とすることにご異議ござい

ませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(富木つや子) ご異議なしと認めます。

よって、議員の派遣について日程に追加し、追加日程第17として議題といたします。



◎議員の派遣について

○議長(富木つや子) 追加日程第17、議員の派遣について、これを議題といたします。

本件については、議会議員が、行政分野により、より専門的な知識を習得し、町民福祉の向上に寄与することを目的としています。平成25年度において、会議規則第73条、第119条及び上牧町議会議員研修及び行政視察の実施に関する要綱第3条に基づき、先進諸都市等また研修会に町議会議員を派遣したいと思えます。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(富木つや子) ご異議なしと認めます。

よって、本件については、平成25年度において、当町議会議員を派遣することに決定いたしました。

ここで暫時休憩をいたします。

それでは、副議長とここで交代をいたします。

休憩 午後 0時08分

再開 午後 0時10分

○副議長(辻 誠一) 再開いたします。

お諮りいたします。

ただいま富木君から、災害に強いまちづくり特別委員を辞退したいとの申し出があります。これを日程に追加し、追加日程第18として議題としたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○副議長（辻 誠一） ご異議なしと認めます。

したがって、富木君の、災害に強いまちづくり特別委員の辞任の件を日程に追加し、追加日程第18として議題とすることに決定いたしました。



◎災害に強いまちづくり特別委員の辞任について

○副議長（辻 誠一） 追加日程第18、災害に強いまちづくり特別委員の辞任について、これを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、富木君の退場を求めます。

（8番 富木つや子 退場）

○副議長（辻 誠一） 富木君から、災害に強いまちづくり特別委員を辞任したいとの申し出があります。

お諮りいたします。

本件を、申し出のとおり辞任を許可することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○副議長（辻 誠一） 異議なしと認めます。

したがって、富木君の、災害に強いまちづくり特別委員の辞任を許可することに決定いたしました。

富木君、入場願います。

（8番 富木つや子 入場）

○副議長（辻 誠一） お諮りいたします。

ただいま、富木議員の辞任により、災害に強いまちづくり特別委員が1名欠員となりました。この際、災害に強いまちづくり特別委員1名を選任したいと思いをます。

災害に強いまちづくり特別委員の選任を日程に追加し、追加日程第19として議題としたいと思いをます。これにご異議はございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○副議長（辻 誠一） ご異議なしと認めます。

したがって、災害に強いまちづくり特別委員の選任の件を日程に追加し、追加日程第19として議題とすることに決定いたしました。



◎災害に強いまちづくり特別委員の選任について

○副議長（辻 誠一） 追加日程第19、災害に強いまちづくり特別委員の選任について、これを議題といたします。

災害に強いまちづくり特別委員の選任については、委員会条例第7条第3項の規定により、東議員を指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○副議長（辻 誠一） ご異議なしと認めます。

したがって、東議員が災害に強いまちづくり特別委員に選任されました。

（「日程番号、ダブっていないか」と言う者あり）

○副議長（辻 誠一） それでは暫時休憩をいたします。

休憩 午後 0時13分

再開 午後 0時15分

○副議長（辻 誠一） 再開いたします。

ちょっと不手際がございまして、申しわけございません。

追加日程第18は辞任について、追加日程第19が選任についてでございます。以上、おわびして訂正させていただきます。

それでは、暫時休憩いたします。

休憩 午後 0時15分

再開 午後 0時16分

○議長（富木つや子） 再開をいたします。

お諮りいたします。

ただいま石丸君から、財政問題特別委員会を辞任したいとの申し出があります。これを日程に追加し、追加日程第20として議題としたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(富木つや子) ご異議なしと認めます。

したがって、石丸君の、財政問題特別委員の辞任の件を日程に追加し、追加日程第20として議題とすることに決定をいたしました。



◎上牧町財政問題特別委員の辞任について

○議長(富木つや子) 追加日程第20、上牧町財政問題特別委員の辞任について、これを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、石丸君の退場を求めます。

(5番 石丸典子 退場)

○議長(富木つや子) 石丸君から、財政問題特別委員を辞任したいとの申し出があります。お諮りいたします。

本件を、申し出のとおり辞任を許可することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(富木つや子) ご異議なしと認めます。

したがって、石丸君の、財政問題特別委員の辞任を許可することに決定をいたしました。石丸議員、入場お願いいたします。

(5番 石丸典子 入場)

○議長(富木つや子) お諮りいたします。

ただいま石丸議員の辞任により、財政問題特別委員が1名欠員となりました。この際、財政問題特別委員1名を選任したいと思います。

財政問題特別委員の選任を日程に追加し、追加日程第21として議題としたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(富木つや子) ご異議なしと認めます。

したがって、財政問題特別委員の選任の件を日程に追加し、追加日程第21とし、議題とす

ることに決定をいたしました。



◎上牧町財政問題特別委員の選任について

○議長（富木つや子） 追加日程第21、上牧町財政問題特別委員の選任について、これを議題といたします。

財政問題特別委員の選任については、委員会条例第7条第3項の規定により、東議員を指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（富木つや子） ご異議なしと認めます。

したがって、東議員が財政問題特別委員に選任をされました。

お諮りいたします。

ただいま石丸君から、ごみ処理問題特別委員を辞任したいとの申し出があります。これを日程に追加し、追加日程第22として議題としたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（富木つや子） ご異議なしと認めます。

したがって、石丸君の、ごみ処理問題特別委員の辞任の件を日程に追加し、追加日程第22として議題とすることに決定をいたしました。



◎上牧町ごみ処理問題特別委員の辞任について

○議長（富木つや子） 追加日程第22、上牧町ごみ処理問題特別委員会の辞任について、これを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、石丸君の退場を求めます。

（5番 石丸典子 退場）

○議長（富木つや子） 石丸君から、ごみ処理問題特別委員を辞任したいとの申し出があります。

お諮りいたします。

本件を、申し出のとおり辞任を許可することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(富木つや子) ご異議なしと認めます。

したがって、石丸君の、ごみ処理問題特別委員の辞任を許可することに決定をいたしました。

石丸議員、入場お願いいたします。

(5番 石丸典子 入場)

○議長(富木つや子) お諮りいたします。

ただいま石丸議員の辞任により、ごみ処理問題特別委員が1名欠員となりました。この際、ごみ処理問題特別委員1名を選任したいと思います。

ごみ処理問題特別委員の選任を日程に追加し、追加日程第23として議題といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(富木つや子) ご異議なしと認めます。

したがって、ごみ処理問題特別委員の選任の件を日程に追加し、追加日程第23として議題とすることに決定をいたしました。



◎上牧町ごみ処理問題特別委員の選任について

○議長(富木つや子) 追加日程第23、上牧町ごみ処理問題特別委員の選任について、これを議題といたします。

ごみ処理問題特別委員の選任については、委員会条例第7条第3項の規定により、東議員を指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(富木つや子) ご異議なしと認めます。

したがって、東議員がごみ処理問題特別委員に選任をされました。



◎閉会の宣告

○議長（富木つや子） 以上で、本臨時会の会議に付された事件は、すべて終了いたしました。

したがって、会議規則第7条の規定により、閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（富木つや子） ご異議なしと認めます。

よって、本臨時会は閉会することに決定をいたしました。

閉会に当たり、招集者の挨拶をお願いいたします。

今中町長。



◎町長のあいさつ

○町長（今中富夫） 全議案、承認、議決をいただきましてありがとうございます。

また、本日議長、副議長に当選されまして、それぞれの方、おめでとうございます。

また常任委員会、各委員会の委員構成、委員長、副委員長も本日決定をされました。これから新しく出発されるわけですが、我々も一生懸命頑張りますので、引き続きご理解、ご協力をお願い申し上げまして、本日のご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。



○議長（富木つや子） ありがとうございました。

これもちまして、平成25年第1回上牧町議会臨時会を閉会いたします。

皆様、どうもご苦労さまでございました。ありがとうございました。

閉会 午後 0時23分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

旧 議 長 東 充 洋

新 議 長 富 木 つ や 子

署 名 議 員 辻 誠 一

署 名 議 員 長 岡 照 美